

申告期間 2月16日(木)～3月15日(木)

所得税・市県民税の申告が始まります

☎ 厚狭税務署個人課税部門 (☎ 72-0180) 税務課市民税係 (☎ 82-1125)



平成23年分の所得税の確定申告、平成24年度分の市県民税の申告が始まります。申告期間は2月16日(木)～3月15日(木)ですが、還付申告の人は2月16日より前でも社会福祉協議会山陽支所で申告することができます。申告書は早めに作成して、早めに提出しましょう。

◆申告相談の日程

所得税申告・確定申告相談

☎ 厚狭税務署

◎会場 社会福祉協議会山陽支所 (山陽福祉会館2階)

◎日程 2月1日(水)～3月15日(木) 9:00～16:00 (土・日・祝日は除く)

※上記期間中は厚狭税務署での申告相談は行いませんので、ご注意ください。

各会場とも、初日および午前中は込み合います。また、会場の駐車場には限りがあります。来場の際は公共交通機関をご利用ください。



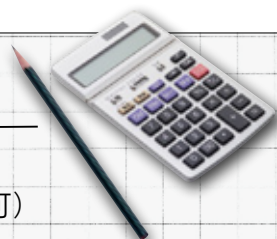
市県民税申告・確定申告相談

☎ 税務課市民税係

確定申告は、申告の内容によっては以下の会場では受けられない場合があります。

会場	日程	受付時間
市役所 3階大会議室	2月16日(木)～3月15日(木) (土・日は除く)	9:00～16:30
厚陽公民館 2階講堂	2月22日(水)	9:30～16:00
埴生公民館 2階大講堂	2月23日(木)・24日(金)	
商工センター 2階大会議室	2月28日(水)・29日(木)	
本山公民館 研修室	3月1日(木)	
有帆公民館 会議室	3月5日(月)	9:30～12:00
山陽総合事務所 1階	3月7日(水)	9:30～16:00
赤崎公民館 1階研修室	3月8日(木)・9日(金)	
市役所 1階ロビー	3月10日(土)・11日(日)	9:00～16:00

申告に必要なもの



①印判 (スタンプ印は不可)

②電卓・筆記用具

③給与や公的年金等の源泉徴収票など

事業や農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書を作成してください。

④控除を受ける場合に必要書類

■配偶者特別控除 配偶者の所得金額がわかるもの (源泉徴収票など)

■医療費控除 支払った医療費の領収書やレ

シート、保険などで補てんされる金額の明細書 (領収書等は整理し、内訳書に記入のうえ持参)

■社会保険料控除

国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険料などの払込証明書

■生命保険料控除・地震保険料控除

支払保険料の払込証明書

■障害者控除

障害者手帳、要介護による市の認定証など

※その他の控除について、詳しくはお問い合わせください。